

経済産業委員会

令和4年9月22日（木）

午前9時59分～午前11時32分

議会第3会議室

【出席委員】 実松尊信委員長、江原新子副委員長、中島妙子委員、江口善己委員、
稲葉嵩広委員、松永幹哉委員、堤正之委員、千綿正明委員、
中野茂康委員

【欠席委員】 なし

【委員外議員】 なし

【執行部出席者】

- ・ 交 通 局 志満交通局長
- ・ 経 済 部 大野経済部長
- ・ 農林水産部 川副農林水産部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・ 付託議案について

○実松委員長

おはようございます。ただいまから経済産業委員会を開催いたします。

委員会の審査日程については、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意いただきますようお願いいたします。

それでは、交通局に関する議案の審査に入ります。

まず、第66号議案について執行部に説明を求めます。

◎第66号議案 令和4年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第1号） 説明

○実松委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もないようですので、交通局の職員は退室いただいて結構です。

◎執行部退室

○実松委員長

それでは、経済部に関する議案の審査に入ります。

まず、第63号議案の歳出7款について、執行部に説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出7款
説明

○実松委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○千綿委員

先ほど説明いただいた燃油高騰対策ですが、これは締切りとかはないんですか。例えば、いつまでという締切り。

○片江工業振興課長

佐賀県の制度は、今月末までになっておりますが、佐賀市の制度は、予算を認めていただきますと、11月ぐらいから、11月上中旬ぐらいから受付を開始いたしまして、1月、2月ぐらいまでを考えております。

○千綿委員

多分、告知が一番難しいと思うんですね。市の事業は全て申請主義ですから申請されないと交付できないわけですから、知らなかったという人も多分出てくると思うんですよ。該当にはなるけれども、知らなかったと。だから、そこら辺の告知の方法というのをもう少し綿密にさせていただかないといけないのかなと。知らんやっとなと後で言われて、文句言われても、大体苦情は私たちに来ますので、だからそういうことを考えたときに、広報的なところはどうか考えられているのか。

○片江工業振興課長

まず、佐賀県の制度においても、佐賀市のホームページや市報で既に告知、広報はしております。佐賀市の事業を実施できるようになった場合には、当然うちの広報媒体でもやっと思いっておりますが、この事業を立案する際、6月末から7月ぐらいにかけての時期に、商工会議所や商工会などの団体に佐賀市もこんなことを考えているがどうでしょうかねというように、状況を聞いて回ったということもあります。それにおいて佐賀市もやっていただければありがたいという話も受けて、事業化を、予算を要求したというところでありまして、実際に事業を実施する際においても、商工会、商工会議所の皆さんに御協力いただきながら、きめ細やかに事業者の皆さんに申請していただけるように進めてまいりたいと考えております。

○千綿委員

それしかないのかなという気はしはしますけど、それでもやっぱり行かないというところも当然ありますよねだから、せっかく補助をもらえるのであれば、該当者であれば、そこら辺を何とかやっていただければなという気がします。一律全部に送れば一番いいんでしょうけど、そこまでするの、そこまでお金かけてするの、いかなものかなという気

もしなくはないんですが、ただ、国の全額補助ということもあるので、そこら辺は広報関係を目いっぱい、一生懸命やっただけならばと思います。もらい忘れというか、該当者になって申請できたにもかかわらずもらえなかったというふうなことがないように、ぜひお願いしたいなと思います。

○実松委員長

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○稲葉委員

県の事業に比べて、申請し忘れても、市は大丈夫ですよという非常にフレンドリーなやり方ですごくいいと思うんです。先ほど千綿委員がおっしゃったとおりに問題は周知の仕方だと思うんですね。商工会議所であったり、そういった団体にまずは広報されると思うんですけど、実際一番困られている方々というのは、本当に地元の中小企業なんですよ。どこにも属しておられないような、地元の小さい商店であったり、そういうところに、我々議員としても、そういった方々に御案内はしていきますけど、行政としてもそこまできめ細かいアプローチをしっかりと、何とか忙しいところ、頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○実松委員長

要望でよろしいですか。

○中島委員

同じく、もともと県の交付決定を受けた中小企業にということなんですが、もともとの想定している中小企業の数というのは、どうなっているのでしょうか。

○片江工業振興課長

事業の予算の数でいきますと、燃油対策で178社、原材料で1,120社です。これは佐賀市に本社、本店を置く事業所の数が、燃油は545社ありますが、この中で、一つの基準として帝国データバンクのアンケート、価格転嫁におけるアンケートにおいて、価格転嫁できていない、または2割未満であると回答した企業が32%ほどあります。その数を掛けますと、545に32%ほどを掛けますと178社。同じく原材料対策におきましては、製造や卸小売、飲食など、佐賀市に本社を置く企業が大体6,500社ほどあります。これに先ほどの32%を掛けて、さらに、同じアンケートで仕入額が上昇したと回答した企業が約74%ほどあります。その32%と74%を掛けて1,120社ほどという計算で、対象数を算出しております。

○中島委員

あと、県の申請をされなかったところにも支援していくということなんですが、これはこの予算はどうなるのでしょうか。

○片江工業振興課長

先ほどの178社、1,120社の内数と捉えております。

○中島委員

県の申請を漏れたところにも支援されるということをさっきおっしゃったと思うんですけども、市として独自に。

○片江工業振興課長

申請し忘れたと、申請しなかったというところに対して佐賀市は支援すると。ですので、申請基準に満たなかったというところではないという考えです。

○中島委員

あと、現場の中小企業の声が聞かれたと思うんですけども、具体的にどういうふうに分かれたんでしょうか。私たちもさっきおっしゃったみたいに、本当に困っているという声をかなり最近またお聞きするんですけども、どういうふうに現場の中小企業の声が聞かれたのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○片江工業振興課長

個別の企業に聞く方法と、各業界団体や商工会、商工会議所、ふだんから事業者の人に接していらっしゃる支援団体の方から意見を聞いております。

○実松委員長

どうやって聞いたのか。

○片江工業振興課長

企業には直接話を聞き、商工団体の担当者や、担当の課長、部長なりから直接聞いているということです。

○江口委員

組織としましては商工会議所、南北の商工会ですけども、今おっしゃった、例えば伝達とか聞き取りとか、そういうのは、失礼な言い方ですけど、会議所中心で南北の商工会が、同時、あるいは同じレベル、同じときに説明、いわゆる南北にいきさかちょっとパワーがないために、漏れと言いたくありませんけれども、それに格差、情報不足ということは絶対あり得ませんか。

○片江工業振興課長

業界団体、商工会議所につきましては、7月上旬ぐらい、それと8月下旬、9月中旬とそれぞれ時期が変わってきますし、佐賀県の事業も進展しておりますので、今、大体1か月置きぐらいに、これまで7月、8月、9月と団体から聞いております。事業者においては日々の業務の中で、7月、8月、9月は、ふだん接する企業の担当者の方や経営者の方から話を伺っておりますので、委員おっしゃるように、幅広く、日々深掘りして聞いているかということ、そこまでではありませんが、時期的には時期をずらしながら、それぞれの企業から、団体から話を伺っているということで進めてきております。

○江口委員

実態を私はよく存じませんが、それで商工会議所、商工会に組織されていない事業者がいらっしゃるかどうか分かりませんが、もしいらしたとすると、どういう伝達、周

知がなされているのでしょうか。

○片江工業振興課長

佐賀県の制度は先ほど申しましたようには、我々は佐賀県の制度を既に9月1日号の市報や、佐賀市のホームページで周知しておりますが、団体とか組織に属していないところにおいては、佐賀市の広報媒体を使わざるを得ないと思っております。

○実松委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○江原副委員長

周知の件で、1つだけ確認させてください。いろいろ商工会議所等々の協力を仰いでいるということですが、税理士関係のほうには、大きい企業、小さい企業いろいろあると思うんですけど、顧問契約していないまでも、決算時とかだけお願いしたりとか、そういった部分で税理士は結構関わっていらっしゃるところがあるんですけども、そういったところには広報、周知の御協力は仰いでいますか。

○片江工業振興課長

今、委員おっしゃったように、事業者の皆さんは、それぞれ税理士であったり、各種、事業活動においてサポートする士業の皆さんがいらっしゃると思います。そういったところについて、佐賀市はまだ事業予算が認められておりませんので、直接当たっておりませんが、今後、事業実施になる場合には、支援される事業者、士業の皆さんにも、この制度についてはお知らせしたいと考えております。

○江原副委員長

やはりアドバイスいただくことが多いんですよ。おたくもこの制度に引かかるんじゃないというようなことでまた精査していただいたりとか、御提案いただくことも多いので、その点は結構広がると思いますので、よろしくをお願いします。

○中野委員

周知徹底されるという説明でありましたが、周知徹底した後で、もし漏れた方がいらっしゃったときの救済処置とかは考えられていますか。

○片江工業振興課長

佐賀県もそれなりに考えていらっしゃるようですが、佐賀市は一応、1月ぐらいまでを考えておりますので、やはりどっかで期限は必要かなと考えておりますので、予算の執行の関係上可能なところまでは期限をというふうに考えております。

○実松委員長

ほかに御質疑ございませんね。

○江口委員

申請した後、実際その事業者の懐に届く期間はどれぐらいでございますか。

○片江工業振興課長

可能であれば、1か月半ぐらいでお手元に考えております。

○実松委員長

よろしいですか。ほかに御質疑もないようですので、経済部の職員は退室いただいて結構です。

◎執行部退室

○実松委員長

それでは、ちょっと一旦休憩を取りたいと思います。まだ農林水産部の職員が来られていないみたいですので、35分から再開したいと思います。

◎午前10時24分～10時33分 休憩

○実松委員長

それでは、農林水産部に関する議案の審査に入ります。

まず、第63号議案の歳出6款について執行部に説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出6款
説明

○実松委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○千綿委員

園芸の燃油高騰対策の事業の中、A重油とかいろいろありましたけれども、対象の農家数は大体どのくらいあるんでしょうか。ハウスのこういった加温されているところというのは。

○山田農業振興課長

大体400戸というふうに見込んでおります。

○千綿委員

先ほど国、県とかいろいろ補助があっていると説明があったんですが、佐賀市がこの補助を出して、その上昇分のどのくらいのパーセンテージを、上がった分のどのくらいの補助になるということですか。要するに農家が出すやつが、仮に今まで100円だったけれども120円とか130円になりましたという話じゃないですか。その20円とか30円増えた分のどれくらいの補填になるのか。全体的に国がやること、県がやることも含めて考えたときにどのくらいになるものなんですか。

○山田農業振興課長

国、県、あと市も含めて大体4分の3ぐらいの補填になります。

○千綿委員

それと、先ほどのミカンですかね。ちょっと僕はミカンのことはあまり詳しくないので分からないですけど、ミカン農家は一時期大分廃業されたじゃないですか、私の知ってい

るミカン農家は廃業されたところを新たに購入して拡大されたというのがあるんですけど、これはえいちですよ。今でもそういうところはないものなんですか。例えば、荒れ地になっているとか、荒地になったら駄目になるものなのか、すみません、果樹が全然私詳しくないので分かんないんですけど、一回荒れていたところを、いや、わざわざお金かけてするよりか、今まで作っておられたところを拡大したほうが早いのかなという気が、すみません、素人なので分かりませんので、ちょっと教えていただければと。

○農業振興課職員

ミカンの耕作放棄地が、一般的に二、三年放棄されると、もう再生不可能だと言われてます。耕作放棄地再生事業等を使って大規模にしないとちょっと実施できないものかと思っっています。以上です。

○実松委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○江口委員

関連して質問ですけれども、かつて、今、千綿委員言われたように、大願寺の大和のオレンジグループが大分廃園されて、太良に行ったりされましたね。最近また幾らか持ち直したと聞いておりますけれども、このような計画がずっと単発的に毎年あったとすると、今回は、この条件はこの後は関係なさそうですから、今後も大体同じ条件で、このような事業の内容がずっと続けられるものかどうか、お尋ねします。

○石丸農村環境課長

一応こちらが佐賀県が推進する園芸団地の888運動のモデル地区ということで、こちらの一環として、地元のほうでお話をされまして、農地中間管理機構に集積、集約するというので、ソフト事業も含めて、ハードルが高い部分にはなりますけれども、そちらの分も含めて、そういう機運が出た段階で、ほかのところの地区も同様に拾っていききたいというふうに考えております。以上です。

○江口委員

そうしますと、このような事業が採択されてスタートしたと仮定しますと、収益が上がるまで何年ぐらいかかりますか。

○石丸農村環境課長

定植してから約5年後というふうに聞いております。

○千綿委員

同じやつなんですけど、普通、経営体育成基盤整備事業の場合は、地元負担は11.25%じゃないですか。でもこれは15%ですよ。だから、考え方としては違う事業なので別に分かりはするんですけど、それでも15%となると結構負担が大きいのかなと思うんですけども、経営体育成基盤整備事業は多分、地元負担11.25%ですよ。だから、それと同等ぐらいにならんものなのかなという気がちょっとしたんですけど、そこは違う事業だか

ら、違って当たり前なんですけど、それでも、もうちょっと負担を減らしてやったほうが農家の方にとってはいいのかなという気がするんですが、いかがですか。

○石丸農村環境課長

経営体育成基盤整備事業のほうと負担が違いますのは、国と県の補助率が違いまして、補助残の折半ということになりますので、国、県で77.5%、その半分ということで11.25%、今回の場合が、国、県で合わせて55と15で70%、そちらで折半ということになりますので、基本は折半が基本でございますので、そちらでそういうふうな状況になっております。

○実松委員長

ほかにございませんか。

○松永幹哉委員

今と同じ内容のところですけども、これは地元というふうに書いているんですけども、これは受益者のことですよね。あくまでも個人のことですよね。それで、確かに先ほどの15%、3割を折半というふうな話があったんですけども、耕作条件改善事業というのはこれだけじゃなくて幾つか今までもやってきているんですけども、そのときそのときで地元の受益者負担率の内容について検討しているよね。今折半ということで15%なんだけれども、今回その部分は検討したんですか。

○石丸農村環境課長

耕作条件改善事業にも農地集積型等幾つか型がありまして、この場合は高収益作物転換型ということになっております。おっしゃられるとおり、せまちだおし事業とか、湧水処理とか、そちらに関しては事業費の7対3で設定させていただいております。そちらの理由としましては、特に湧水処理、南部のほうは暗渠排水管の同様の作業をするんですけども、掘削したときに、山手は玉石みたいな礫が出てきて、事業費が約3倍ぐらいかかります。それによって、農地の災害と同じ条件で、そちらについては7対3でさせていただいております。そのうちせまちだおし事業についても、小さい面積ということで、農地が田から田ということになりますので、事業費も高く500万円から1,000万円ぐらい大和のほうではかかっておりますので、そちらについても同様に7対3で、ただ、こちらについては、工事の内容が盛土ということになっておりまして、盛るだけということで事業費がそんなに大差がないということで、また高収益作物ということもございまして、通常の経営体基盤育成事業と同様の50%、50%ということでもさせていただいております。以上です。

○松永幹哉委員

その経緯は分かるんですけども、であるならば、地元と協議をするときに説明を詳しくそういうふうにやってください。というのが、ほかのところでは、確かにせまちだおし事業は9%になっている。今、話があったように、予算規模も違うし、単価も違うということですけども、じゃ、その分を、15%になった理由というのは、前もってちゃんと地

元と話をするように、そこはやってください。

それから、先ほどの配合飼料の高騰分ですけれども、農林水産部1の分、安定制度に加入している分で33戸、その他が9戸あるというふうに、先日、説明であったんですけれども、何らかの支援を9戸にも考えると説明があっていましたがけれども、その何らかの支援というのはどういう支援のやり方があるのか、もう既にその計画をやっているのか、それとも今からなのか、その辺どうなんでしょうか。

○山田農業振興課長

まず、その制度に加入していない理由ですけれども、配合飼料というのはトウモロコシとか大豆かすとかが、そういったものを配合して作るものですが、原料そのものを単品で購入して、独自の割合で配合している農家がいらっしゃるというので、そういった農家は飼料にかかる経費をかなり抑えながらされているということで、この制度に加入していないということになっております。ただ、そうはいうものの、その原料自体も値上がりはしておりますので、その辺については、ちょっとまだ具体的な支援というのは考えていないところですが、そういう価格や、実際にどのくらいの経費になるのか、そういったものを見ながら考えていきたいと思っております。

○松永幹哉委員

ということは、まだ方法というのは今後ということですよ。であるならば、そこは周知していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの施設園芸の分の高騰対策が400件ぐらいと言ったっけ、それを皆さんに周知というのは、国のセーフティーで周知はやっているということですか。

○山田農業振興課長

市の補助についての周知は、議会を通った後にJAから各部会へお知らせしていただいたり、あと花農家については、花市場を通して、農家に周知を図るというふうに考えております。

○松永幹哉委員

漏れないようにお願いします。以上。

○千綿委員

先ほどのミカンのやつなんですけど、さっき説明の中で、田から田という話だったと思うんですけど、例えば畑に地目変更とかは考えられないんですかね。ちなみに、生産組合に入っていると、農政協議会費とかを取られるわけですよ。地目が田んぼのほうが高いですもんね。現況で言っているのかちょっと分かんないんですけど、ちなみに、畑に変えられるというのはないという考えですか。田から田という話でしたでしょう。

○石丸農村環境課長

先ほど答弁で田から田というのが、せまちなおし事業の話をさせていただきまして、この話ではなくて。これは畑地からも耕作放棄地からもミカン団地ということで、ミカンを

定植させていただくと。

○千綿委員

地目がどうなるかと。結局、今見た限りは、田みたいなんですけど、畑に地目変更されるのかどうか、この場所は。いや、そこまで把握していなかったらよかですけど。ミカンだから畑地でもよかですよ、通常考えれば。

○石丸農村環境課長

ミカン畑になりますので、田とか休耕田から全てミカン畑、畑になります。

○実松委員長

ほかにございませんか。

○中野委員

ミカン団地のことなんですけど、今回、3.8ヘクタールのミカンの団地が造成されることになりましたが、今のミカンの状況は、なかなか厳しい状況ですが、モデル的に高収益のミカンを作って、経営をやりたいということですが、全体的に見たとき、経営を断念されている方もあるかと思いますが、その数と、これだけの3.8ヘクタールの大規模なミカン団地になりますので、今、大和地区で一番大きいミカンの団地の方がどれぐらいなのかということと、あと1つですが、大和地区で今、栽培されているのが、ミカンの品種があんみつ姫という品名ですが、今佐賀が進めております、にじゅうまるですか、作物の品種がどのような品種になるかを伺います。

○農村環境課職員

1つ確認ですけど、今回の事業によりどういった品種になるのかという御質問でよろしいですか。

そしたら説明いたします。こちらが事業前と事業後の図面になります。こういった中で、現状はここ、緑の枠が重点エリア内となっております、約58%ぐらい、今ミカンを生産されております。

品種としましては、早熟系のわせ、普通ミカン、これは年内に取るやつです。あんみつ姫という品種については、この普通ミカンを蔵で熟成させて、時期をずらして出荷されますので、ここについては、ないということでございます。

これは施設中晩柑が赤と、露地中晩柑が黒になります。中晩柑とはどういったものかという、デコポンですね。緑と黄色については普通、温州ミカンといって、普通スーパーで売られているんですけど、そのミカンのものです。

これが、この空いているところがあるんですけど、耕作放棄地がここと、こういったところに点在しているんですけど、こういうところですね。そこを含めて、おおむね全部をミカンの団地ということになります。この内容については、先ほど説明した品種を植えられる予定です。ちょっとここに、今ないところについては、温州ミカンの宮川早生とか、そういった青島はありますよね。この2つの品種が加わるような感じでございます。以上

です。

○中野委員

確認ですが、最終的には個人で経営されるということでいいんですかね。

○石丸農村環境課長

個人で経営されるということで、大丈夫です。

○中野委員

最終的な面積が、個人で3.8ヘクタールの面積になるということでいいんですかね。ほかにも園があるものか。

○石丸農村環境課長

3.8ヘクタールは全て個人でやられて、団地という形で表現させていただいております。

○山田農業振興課長

まず、にじゅうまるの品種ということでよろしいですかね。

にじゅうまるの品種というのは、中晩柑という品種でありまして、主に年明け頃から5月頃まで出回ります温州みかん以外の、かんきつ類という形になります。不知火とか、せとかとか、そういったものと同じような品種ということになります。

それともう一点が、断念された農家ということですが、大和町のミカン農家の推移を御紹介しますと、平成30年が108戸、R元年が107戸、R2年も107戸ということになっていきます。ちょっとR3が手元に資料がないんですけれども。

それとあと、経営規模の大きなミカン農家ということで、それが今ちょっと資料がないものですから、調べて後ほど回答したいと思います。

○中野委員

この経営者が総合的な、最終的な経営面積は幾らになりますかね。3.8ヘクタールだけで、あとほかには園はないの、個人の方は。

○石丸農村環境課長

重点地区と言われる、先ほどの色がついている外枠のほうで申しますと、現状が20名いらっしゃるしまして、事業後の方も20名が20名ということになります。担い手のほうに一応集積、集約の事業になりますので、そちらの担い手が7名が12名、5人増ということになります。現状が13に対して8になりますので、5減という形になります。担い手以外のほうのカウントで言えば、そういうふうになります。

○実松委員長

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に第81号議案の歳出6款について、執行部に説明を求めます。

◎第81号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳出6款

説明

○実松委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○千綿委員

まず、肥料価格高騰対策なんですけど、化学肥料20%低減というのは、エコファーマーの指定はないんですよね。要件としてエコファーマーじゃないと受けられませんという指定はないという考えでいいのか。

それと、5戸以上というのは、基本的に生産組合を単位としたような形を想定されているのか。そのときに、うちなんかは法人であるわけですね、40ヘクタール作っているの、その法人も5戸一緒に申請しなきゃいけないのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○農業振興課職員

20%の化学肥料の低減に取り組むという団体につきましては、農業者については、エコファーマーとか特別栽培米の認証とかというふうな認証を取っていない方でも全て対象になります。

続きまして、5戸以上の定義でございますが、国のほうでは生産部会などまで含めて想定されておりまして、5戸というようにところを設定されておりまして。ですので、主には、生産者が申請するという形ではなくて、先ほど説明がありましたとおり、JAであるとか肥料販売店が主に農業者をまとめて申請するというような形になります。

続きまして、法人につきましては、法人で単独の申請もできます。できます場合は、構成員が5名以上の法人の場合には、5名以上のグループと認められるというふうになっております。以上です。

○山田農業振興課長

ちょっと補足で、対象となる農業者の要件ですけれども、国が示したQ&Aによりまして、この事業の目的が農業経営への影響を緩和することということになっていきますので、一応農業経営を行う者ということで、農産物の販売実績があることが前提ということになっていきます。確認は、販売伝票などで確認することになってきます。以上です。

○千綿委員

先ほどの説明では、肥料の販売店がすると言われていましたけど、例えば、私の知り合い、農家やっている人が多いんですけど、その方たちが仮に生産組合なら生産組合単位でいいんでしょうけど、何もしなくていいということですか。結局、要は何も申請もしなくて、肥料会社がやってくれるということですか。

○農業振興課職員

この2割低減に取り組む農家につきましては、肥料低減取組計画書を肥料販売店やJAのほうに提出していただくだけになります。

○千綿委員

それと、何か県が独自の政策を考えると。農家の方から言われるのは、国、県、市ばらばらでされても、窓口1つにして申請1つにしてほしいという要望は結構多いわけですよ。だから、県もしてくれるのはありがたいんですけど、なるべく同じような、合体させたようにしないと、要するに申請の煩雑さがあるわけですね。だから、逆に条件がこれでいいというのであれば、要するに2割低減の計画書を出します、5戸以上にしますということで、あと何かほかに要件をつけ加えろとかいう話になるんですかね。

○山田農業振興課長

国、県、市とも、ちょっと県は計算方法が違いますけれども、要件的には一緒でありまして、その3つの分を一緒に市のほうで、市が事務局となっている再生協議会というのがあるんですけども、そこで受付をする予定となっております。

○千綿委員

今、国、県、市が左にあるじゃないですか、別にさが肥料高騰激変緩和補助金が検討されていると今言ったじゃないですか。新たに別枠で県が考えられていますと。その分のことですよ。今までの国、県、市は多分一緒でいいんでしょうけど、今説明があったでしょう、県が新しく考えられていますもんねということだったので、さが肥料高騰激変緩和補助金というのをプラスして書いてあるじゃないですか。そのことですよ。

○山田農業振興課長

県のほうも、国の事業を活用した制度設計になっていますので、基本的には同じ、先ほど言いました、注文表とか領収証、もしくは請求書、それと低減の計画書ですね、そういったものを出してもらうようになっています。

県の内容なんですけれども、簡単に申し上げますと、肥料使用量の10%低減を前提とした国の支援額と、10%低減なしでの支援額との差額ということで、裏のほうの、この資料の2ページ目の3番の支援内容でありますけれども、その計算式、ここで説明しますと、この計算式どおり計算した支援金と、それとあと前年の肥料費の中に使用量低減率0.9というのがありますが、そこを考えずに計算した額との差額という形になっています。

具体的にもう少し言いますと、表の面で、当年の肥料費100万円、価格上昇率1.7倍の場合で県の補助金の額を計算すると、大体4.6万円という形になります。

○千綿委員

いや、だから、さっき無条件に肥料会社に申請してくれるということで、計画書を出しました、それに出した人は自然にこれが来るのかどうか、そこら辺のことですよ。

○山田農業振興課長

国、県、市もほぼ同じ要件ですので、同時に受け付けて、一緒に計算するという形になります。県の分も佐賀市再生協議会のほうで受け付けるということになっていますので、そこは農家としては、国、県、市、事業はばらばらですが、申請は一本という形になって

おります。

○千綿委員

ということは、さが肥料高騰激変緩和補助金も一緒に来るということですね。

○山田農業振興課長

そのとおりでございます。

○千綿委員

あと1つ、質問ですけど、計画書を出すじゃないですか、2割減らします、その要件は何があるんですか。例えば、肥料を減らしたけんがとって、やっぱり収量が悪くなる可能性もあるわけですね。それなのか、例えば有機質の堆肥を使ってくれなのか。それともう1つ言いたいのは、計画はしたけど達成ができなかった場合という部分も多分出てくると思うんですよ。例えば、追肥をやったりするじゃないですか、当然ながら。やっぱり生育が悪いときは追肥で調整したりするので、そのときに2割低減ができなかった場合というのはどうなるんですか。

○山田農業振興課長

一応国から取組メニューが15項目示されておりまして、その中から2つ取り組めば2割削減したという形になりますので、結果的に減らなくても大丈夫と。減ったほうがいいですけど、もちろん。

それと、あとメニュー的には、土壌診断による施肥設計とか、あと生育診断による施肥設計、こういったものが水稻とか麦が対象になりますけれども、農協の営農指導員などが一緒に協力しながらやっていくというものです。

あと、汚泥堆肥とか、それと県のほうでもいろいろ取り組みやすいメニュー、県のほうでも一応そういうメニューを1項目設けられますので、そこも県のほうで、農家の方が取り組みやすいメニューを今考えられておりますので、低減取組自体は、そうハードルが高くないものだと思います。

○千綿委員

最後に、昔、耕畜連携をずっとやるとか推進するとかしよったじゃないですか。こういうときに畜産農家がこういったところで堆肥がありますよという情報を農家に流していたいて、耕畜連携を進めるというのも一つの手だと思うんですね。だから、そういったものに、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

なるべく農家の方が煩雑にならないようにということを念頭に、ぜひお願いしたいなと思います。以上です。

○農業振興課職員

すみません。先ほどの大和地区の一番大きな経営面積という農家の分ですけれども、令和2年度時点で約8ヘクタールの方が一番大きい経営面積になっております。以上です。

○実松委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、農林水産部職員は退室いただいて結構です。

◎執行部退室

○実松委員長

付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察の御希望はないようですので、次回の委員会の日程ですが、9月26日月曜日の午前10時から採決・まとめを行います。

以上で本日の経済産業委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

経済産業委員長 実 松 尊 信